

# 介護予防訪問看護・訪問看護

## 医療保険による訪問看護

### 利用契約書

(2026年4月現在)

[ ] (以下、「利用者」といいます) と特定非営利活動法人あおい糸 (以下、「事業者」といいます) は、事業者が利用者に対して行う介護予防訪問看護・訪問看護および医療保険による訪問看護 (健康保険法第八十九条第二項による同法第一項の指定による事業) について、次のとおり契約します。

#### □第1条 (契約の目的)

事業者は、利用者に対し、介護保険法令および健康保険法の趣旨に従って、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう介護予防訪問看護・訪問看護および医療保険による訪問看護を提供し、利用者は、事業者に対し、そのサービスに対する料金を支払います。

#### □第2条 (契約期間)

- 介護保険の利用者の場合、この契約の契約期間は 令和 年 月 日 から利用者の要介護認定の有効期間満了日までとします。
- 契約満了の2日前までに、利用者から事業者に対して、文書による契約終了の申し出がない場合、契約は自動更新されるものとします。

#### □第3条 (介護予防訪問看護・訪問看護計画)

事業者は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、「介護予防サービス計画・居宅サービス計画」に沿って「介護予防訪問看護・訪問看護計画」を作成します。医療保険のみの利用者の場合は医師の訪問看護指示書に基づき訪問看護計画に沿って訪問看護を提供します。事業者はこの「介護予防訪問看護・訪問看護計画」および医療保険による「訪問看護計画」の内容を、利用者及びその家族に説明します。

#### □第4条 (介護予防訪問看護・訪問看護および医療保険による訪問看護の内容)

- 利用者が提供を受ける介護予防訪問看護・訪問看護の内容は【契約書別紙】に定めたとおりです。事業者は、【契約書別紙】に定めた内容について、利用者及びその家族に説明します。
- 事業者は、サービス従業者を利用者の居宅に派遣し、介護予防訪問看護・訪問看護計画に沿って【契約書別紙】に定めた内容の介護予防訪問看護・訪問看護を提供します。医療保険のみの利用者の場合は医師の訪問看護指示書に基づき訪問看護計画に沿って訪問看護を提供します。
- 第2項のサービス従業者は、看護師・准看護師の資格を有する者です。

□第5条（サービスの提供の記録）

- 1 事業者は、介護予防訪問看護・訪問看護および医療保険による訪問看護の実施ごとに、サービスの内容等をこの契約書と同時に交付する書式の記録票に記入し、サービスの終了時に利用者の確認を受けることとします。利用者の確認を受けた後、その控えを利用者に交付することができます。
- 2 事業者は、サービス提供記録をつけることとし、この契約の終了後2年間保管します。
- 3 利用者は、事業者の営業時間内にその事業所にて、当該利用者に関する第2項のサービス実施記録を閲覧できます。
- 4 利用者は、当該利用者に関する第2項のサービス実施記録の複写物の交付を受けることができます。

□第6条（料金）

- 1 利用者は、サービスの対価として【契約書別紙】に定める利用単位毎の料金をもとに計算された月ごとの合計額を支払います。
- 2 事業者は、当月の料金の合計額の請求書に明細を付して、翌月15日までに利用者へ送付します。
- 3 利用者は、当月の料金の合計額を翌々月の4日（利用者が指定する口座から振り替えます）に支払います。（4日が土日・祝日の場合には、その翌日）
- 4 事業者は、利用者から料金の支払いを受けたときは、利用者に対し領収証を発行します。
- 5 利用者は、居宅においてサービス従業者がサービスを実施のために使用する衛生材料、水道、ガス、電気、電話の費用を負担します。

□第7条（サービスの中止）

- 1 利用者は、事業者に対して、サービス提供の24時間前までに通知をすることにより、料金を負担することなくサービス利用を中止することができます。
- 2 利用者がサービス実施日の24時間前までに通知することなくサービスの中止を申し出た場合は、事業者は、利用者に対して【契約書別紙】に定める計算方法により、料金の全部又は一部を請求することができます。この場合の料金は第6条に定める他の料金の支払いと合わせて請求します。

□第8条（料金の変更）

- 1 事業者は、利用者に対して、1ヶ月前までに文書で通知することにより利用単位ごとの料金の変更（増額又は減額）を申し入れることができます。
- 2 利用者が料金の変更を承諾する場合、新たな料金に基づく【契約書別紙】を作成し、お互いに取り交わします。
- 3 利用者は、料金の変更を承諾しない場合、事業者に対し、文書で通知することにより、この契約を解約することができます。

□第9条（契約の終了）

- 1 利用者は事業者に対して、1週間の予告期間を置いて文書で通知をすることにより、この契約を解約することができます。ただし、利用者の病変、急な入院などやむを得ない事情がある場合は、予告期間が1週間以内の通知でもこの契約を解約することができます。
- 2 事業者はやむを得ない事情がある場合、利用者に対して、1ヶ月前の予告期間を置いて理由を示した文書で通知することにより、この契約を解約することができます。

3 次の事由に該当した場合は、利用者は文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。

- ① 事業者が正当な理由なくサービスを提供しない場合
- ② 事業者が守秘義務に反した場合
- ③ 事業者が利用者やその家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合
- ④ 事業者が破産した場合

4 次の事由に該当した場合は、事業者は文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。

- ① 利用者のサービス利用料金の支払が**3箇月**以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず**1箇月**以内に支払われない場合
- ② 利用者又はその家族が事業者やサービス従業者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合

5 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。

- ① 利用者が介護保険施設に入所した場合。
- ② 利用者の要介護状態区分等が、非該当（自立）又となった場合。
- ③ 利用者が死亡した場合。

#### □第10条（秘密保持）

- 1 事業者及び従業者は、サービス提供をする上で知り得た利用者又はその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。
- 2 事業者は、利用者からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。
- 3 事業者は、利用者の家族からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、当該家族の個人情報を用いません。

#### □第11条（賠償責任）

事業者は、サービスの提供に伴って、事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、利用者に対してその損害を賠償します。

#### □第12条（緊急時の対応）

事業者は、現に介護予防訪問看護・訪問看護の提供を行っているときに利用者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師に連絡を取る等必要な措置を講じます。

#### □第13条（身分証携行義務）

サービス従業者は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者又は利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

#### □第14条（連携）

- 1 事業者は、介護予防訪問看護・訪問看護および医療保険による訪問看護の提供にあたり、介護支援専門員及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。

- 2 事業者は、この契約書の写しを介護支援専門員に速やかに送付します。
- 3 事業者は、この契約の内容が変更された場合又は本契約が終了した場合は、その内容を記した書面の写しを速やかに介護支援専門員に送付します。

なお、第9条第2項又は4項に基づいて解約通知をする際は、事前に介護支援専門員に連絡します。

□第15条（苦情対応）

事業者は、利用者からの相談、苦情等に対応する窓口を設置し、介護予防訪問看護・訪問看護および医療保険による訪問看護に関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速かつ適切に対応します。

□第16条（本契約に定めのない事項）

- 1 利用者及び事業者は、信義誠実をもってこの契約を履行するものとします。
- 2 この契約に定めのない事項については、介護保険法令その他諸法令の定めるところを遵守し、双方が誠意を持って協議の上定めます。

□第17条（裁判管轄）

この契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、利用者及び事業者は、利用者の住所地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることをあらかじめ合意します。

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、利用者、事業者が署名押印の上、1通ずつ保有するものとします。

## 【契約書別紙】

- 地域生活訪問看護 えん 管理者 岡崎安積  
埼玉県富士見市西みずほ台一丁目4番8号 リュバンドールⅡ102号室  
TEL : 049-293-7453 FAX : 049-293-7463

- 介護予防訪問看護・訪問看護の内容  
提供するサービスの内容は下記のとおりです。

記号	曜日	時間帯	内容	介護保険の適用

- 利用料金  
お支払いいただく料金の単価は、下記のとおりです。

記号	基本料金（保険適用外の料金）	保険適用の場合の自己負担額
同上	円 /回	円 /回

- ※ 介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、保険給付金が直接事業者を支払われない場合があります。その場合は一旦保険適用外の料金をいただき、サービス提供証明書を発行いたします。  
サービス提供証明書を後日市町村の介護保険担当窓口へ提出しますと、差額の払い戻しを受けることができます。

- キャンセル規定  
利用者様の御都合でサービスを中止する場合、下記のキャンセル料がかかります。  
キャンセル料は前日の15:00までにご連絡をいただければ、不要です。  
前日の15:00までにご連絡いただけない場合は、1提供あたりの料金の25%の料金を請求いたします。  
訪問までに、ご連絡いただけない場合は100%を請求いたします。  
(※ただし、急な入院などの場合は、キャンセル料の請求はいたしません。)

- 相談、要望、苦情等の窓口  
介護予防訪問看護・訪問看護に関する相談、要望、苦情等は、下記窓口までお申し出ください。

☆ サービス相談窓口☆

地域生活訪問看護えん 管理者 岡崎安積

TEL : 049-293-7453 FAX : 049-293-7463

(受付時間 月～金曜日 9:00～17:00)



# 介護予防訪問看護・訪問看護 医療保険による訪問看護 重要事項説明書

〔2026年 4月 1日現在〕

## □1 事業者（法人）の概要

住所 埼玉県富士見市羽沢2丁目5番48号ケアメゾンUD100号室  
団体名 特定非営利活動法人あおい糸

## □2 サービスを提供する事業所の概要

### (1) 事業所の名称等

地域生活訪問看護 えん  
住 所 埼玉県富士見市西みずほ台一丁目4番8号リュバンドールⅡ 102号室  
代表者 山本明彦  
管理者 岡崎安積

電話番号	049-293-7453	FAX 番号	049-293-7463
------	--------------	--------	--------------

通常の事業の実施地域は、富士見市・三芳町・志木市・ふじみ野市となります。

### (2) 事業所の窓口の営業日及び営業時間

- 営業日：月曜日から金曜日まで
- 営業時間：9：00～17：00
- 休日：土・日・祝日・年末年始（12月29日～1月3日）

### (3) 事業所の勤務体制（2026年4月現在）

管理者（看護師）：常勤1名  
訪問看護師：常勤・非常勤2名以上  
理学療法士等：常勤1名以上  
看護補助者：当法人の介護スタッフが兼務

## □3 サービス内容

訪問看護は、看護師などが家庭訪問して、病気や障がいのために支援を必要とされる方と家族が地域生活を行うために必要な援助を行います。

介護保険を利用している方をはじめ、医療保険にて利用できる方もいます。

訪問看護を利用する場合は主治医の指示書が必要です。指示書は訪問看護ステーションに提供されます。主治医の治療方針やケアマネージャーのケアプランに沿って、他のサービスと連携しながら安心して在宅療養が続けられるように援助します。

## 訪問看護が行うサービスの概要

- ・病状・心身の状態の観察、健康管理のアドバイス
- ・療養生活や看護、介護方法のアドバイス
- ・食事ケア、水分・栄養管理、排泄ケア、清潔ケア
- ・ターミナルケア
- ・リハビリテーション
- ・認知症や精神疾患の方の看護
- ・家族など介護者の支援
- ・床ずれや創傷の予防や処置
- ・カテーテルなど医療機器の管理
- ・医師の指示による医療的処置
- ・保健・福祉サービスなどの活用支援

### □ 4 利用料、その他の費用の額

別紙料金表を参照してください。

#### (1) サービスの実施による加算

別紙料金表を参照してください。

#### (2) 加算の基準に適合していると県に届け出ている加算

別紙料金表を参照してください。

#### (3) その他の費用

通常の事業の実施地域にお住まいの方は通常の営業時間内の訪問に対する交通費は無料です。

それ以外の地域にお住まいの方は、訪問するための交通費の実費をご負担していただきます。

なお、自動車を使用した場合は、通常の事業の実施地域を越えた地点から、片道1キロメートル当たり50円を請求します。

死後の処置を行う場合は、12,000円（別途消費税が必要となります）を申し受けます。

#### (4) キャンセル料

利用者の御都合でサービスを中止する場合、下記のキャンセル料がかかります。

前日の15:00までにご連絡の場合	無料
前日の15:00～訪問前までにご連絡の場合	1提供当たりの料金の25%の額
訪問までにご連絡がない場合	1提供当たりの料金の100%の額

ただし、急な入院などの場合は、キャンセル料の請求はいたしません。

#### (5) その他

- ① 利用者の居宅でサービスを提供するために使用する、医薬品、衛生材料、消毒薬、ハンドソープ、水道、ガス、電気等の費用は利用者のご負担となります。
- ② 訪問に際して、公共交通機関等を利用する場合の交通費は、実費相当を請求します。
- ③ 当職員は、利用者さま全体の医療提供者であり、一部への医療提供者ではないことを深く自覚して公平・公正な職務の遂行に心掛けております。そのため、訪問時のお心付けはお断りさせ

ていただいています。

- ④ 訪問予定時間はあくまで目安となっています。交通事情や利用者様の状況により、前後しますがご了承ください。

□ 5 利用者負担額、その他の費用の請求及び支払方法

(1)請求方法

- ① 利用者負担額、その他の費用は利用月ごとの合計金額により請求します。  
② 請求書は、利用月の翌月 15 日ごろまでに利用者あてにお届けします。

(2)支払い方法等

- ① 当月の料金の合計額を翌々月の 4 日に（利用者が指定する口座から振り替えます）支払います。  
（4 日が土日・祝日の場合には、その翌日）  
② お支払いを確認しましたら、領収証をお渡ししますので、必ず保管してください（医療費控除の還付請求の際に必要なことがあります。）。

□ 6 秘密の保持

- (1) 従業者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員である期間及び従業員でなくなった場合においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。  
(2) 利用者からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の個人情報を用いません。また利用者の家族の個人情報についても、あらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。  
(3) 利用者又はその家族の個人情報について、「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取扱いに努めます。

□ 7 緊急時の対応方法

サービスの提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合、その他必要があった場合は、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、家族、介護支援専門員等へ連絡をいたします。

主治の医師	医療機関の名称	
	氏 名	
	所 在 地	
	電 話 番 号	
緊急連絡先 (家族等)	氏 名	
	電 話 番 号	

□ 8 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、居宅介護支援事業者等に連

絡するとともに、必要な措置を講じます。

また、サービスの提供により、賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償いたします。

なお、事業者は下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	(有) 訪問看護事業協会共済会
保険名	訪問看護事業者総合補償制度

□ 9 サービス提供に関する相談、苦情

(1) 苦情処理の体制及び手順

- ① サービス提供に関する相談及び苦情を受けるための窓口を設置します。
- ② 相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下のとおりです。

利用者からの相談、苦情等に対応する窓口を設置し、介護予防訪問看護・訪問看護および医療保険による訪問看護に関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速かつ適切に対応します。

(2) 苦情相談窓口

(1) 要望・苦情等申立先

介護保険福祉サービス関係

当事業所 相談窓口	<ul style="list-style-type: none"> <li>・窓口担当者：斎藤輝二 [職名] 法令遵守責任者</li> <li>・利用時間：9：00～17：00</li> <li>・電話番号： 法人TEL番号 049-293-1910 法人 FAX 番号 049-293-1911</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法人苦情解決責任者 山本明彦</li> <li>[職名] リスクマネジメント委員会責任者</li> </ul>	
第三者委員	片山 優美子 (精神保健福祉士)	TEL 090-5329-2957 長野大学勤務
	伊藤 晋也 (社会福祉士)	TEL 080-5372-6545 三芳町社会福祉協議会 事務局長
1. 富士見市 高齢者福祉課介護保険係・地域包括ケア係 TEL：049-252-7107 (直通) 2. 三芳町 健康増進課介護保険担当 TEL：049-258-0019 (代表) 3. 志木市 長寿応援課介護保険グループ TEL：048-473-1111 (代表) 4. ふじみ野市 高齢福祉課介護保険係 TEL：049-262-9037 (直通)		
埼玉県国民健康保険団体連合会 介護保険課 苦情対応係 ・所在地 埼玉県さいたま市中央区大字下落合1704番 (国保会館8階) ・TEL番号 048-824-2568(苦情相談専用) FAX 番号 048-824-2561 ・受付日・時間 月～金 (祝日は除く) 午前8時30分～正午、午後1時～午後5時		

障害福祉サービス関係

当事業所 相談窓口	<ul style="list-style-type: none"> <li>・窓口担当者：斎藤輝二 [職名] 法令遵守責任者</li> <li>・利用時間：9：00～17：00</li> <li>・電話番号： 法人TEL番号 049-293-1910 法人 FAX 番号 049-293-1911</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法人苦情解決責任者 山本明彦</li> <li>[職名] リスクマネジメント委員会責任者</li> </ul>	
第三者委員	片山 優美子 (精神保健福祉士)	TEL 090-5329-2957 長野大学勤務
	伊藤 晋也 (社会福祉士)	TEL 080-5372-6545 三芳町社会福祉協議会 事務局長

富士見市	障がい福祉課	TEL : 049-251-2711 (代表)
三芳町	福祉課福祉支援担当	TEL : 049-258-0019 (代表)
志木市	共生社会推進課障がい者福祉グループ	TEL : 048-473-1111 (代表)
ふじみ野市	障がい福祉課障がい福祉係	TEL : 049-262-9032 (直通)
埼玉県運営適正化委員会	・所在地 埼玉県さいたま市浦和区針ヶ谷4-2-65 ・TEL番号 048-822-1243 (相談専用) FAX番号 048-822-1406 ・受付日・時間 月～金 (祝日・年末年始除く) 午前9時から午後4時	

(2) 虐待防止に関する相談窓口

虐待防止に関する 相談窓口	・窓口担当者：斎藤輝二	[職名] 法令遵守責任者
	・虐待防止責任者：山本明彦	[職名] 権利擁護等問題解決責任者
	・利用時間	9 : 00 ~ 17 : 00
	・電話番号	事業所 TEL 番号 049-265-7453
		事業所 FAX 番号 049-265-7463
	法人 TEL 番号 049-293-1910	
	法人 FAX 番号 049-293-1911	

□ 1 0 第三者評価の実施状況

当事業所では第三者評価は実施しておりません。

□ 1 1 サービスの利用に当たっての留意事項

サービスのご利用に当たってご留意いただきたいことは、以下のとおりです。

(1) 訪問看護師はサービス提供の際、次の業務を行うことができません。

- ① 医療行為 (医師より指示のある診療の補助にあたる行為を除く)
- ② 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書の預かりなど、金銭に関する取扱い
- ③ 利用者以外の家族のためのサービス提供 (健康管理のためのアドバイスなどを除く)
- ④ 訪問看護師が行わなくても自宅療養を営むのに支障がないもの (草むしり、花木の水やり、犬の散歩等)
- ⑤ 利用者の自宅療養の範囲を超えたサービス提供 (家具・電気器具等の移動等、大掃除等)
- ⑥ 利用者または家族からの金銭、物品、飲食の授受

(2) ハラスメントについて

介護現場で働く職員の安全確保と安心して働き続けられる労働環境が築けるようハラスメントの防止に向け取り組みます。

- ① カスタマーハラスメントを含む各種ハラスメント、その他著しい迷惑行為が発生した場合、マニュアルなどを基に即座に対応し、再発防止策を検討します。
- ② ハラスメントと判断された場合には、関係機関への連絡、相談、環境改善に対する必要な措置、利用契約の解約等の措置を講じます。

< 契約を解除する場合の一例 >

・身体的暴力：

殴る、蹴る、叩く、物を投げつける、物を振り回す、刃物等危険物を向ける、服を引きちぎる、手を払いのける、殴りかかろうとする等

・精神的暴力：

怒鳴る、奇声や大声を発する、執拗な叱責、侮辱的発言（「バカ」「アホ」等）、外見の揶揄（「デブ」「ハゲ」「ブス」等）、名誉棄損や人格否定（「無能」「役立たず」「仕事を辞めろ」等）、直接的な暴力を予告する発言（「殺すぞ」等）、気に入っている職員以外への批判的な言動、威圧的な態度で文句を言い続ける、反社会勢力との関係をほのめかす発言等

・セクシュアルハラスメント：

必要もなく職員の手や腕・体を触る、抱きしめる、ヌード写真を見せる、性的な発言、卑猥な言動、無関係に体を露出する、職員の衣服に手を入れる、交際や性的関係の強要、職員の自宅の住所や電話番号を何度も聞く、ストーカー行為等

(3) ペットについて

大切なペットを守るため、また職員が安全にケアを行うためにも、訪問中はリードをつなげていただくか、ゲージや居室以外の部屋へ保護するなどの配慮をお願いします。職員がペットに噛まれた場合、治療費等のご相談をさせていただく場合がございます。

(4) その他

- ① 見守りカメラの設置、職員の写真や動画を撮影する場合、個人情報保護法に準じて事前に職員本人の同意を受けてください。また SNS やインターネットへの写真や動画の掲載や書き込みはご遠慮ください。
- ② 訪問中の喫煙（紙タバコ、電子タバコ）はご配慮ください。
- ③ 訪問時間について、交通事情などにより到着が予定時刻より前後する可能性があります。ご理解いただけますようお願いいたします。15分以上前後する場合は、訪問担当より電話で連絡させていただきます。
- ④ 訪問時間に記録の時間も含まれております。訪問中に携帯電話等の通信機器を使用して記録させていただきます。
- ⑤ 他の利用者様の急な体調の変化などで、訪問時間の変更をお願いすることがあります。
- ⑥ 個々の利用者様ごとに担当看護師はおりますが、訪問に際し特定のスタッフの指定はできません。
- ⑦ 夜間休日の訪問看護につきましては、コール待機者が行います。そのため、到着までに時間を要することがあります。また時間を指定しての訪問看護の実施は致しかねますので、ご理解の上ご協力をお願いします。
- ⑧ 訪問看護の進行に関する確認のため、場合により写真、音声や動画の記録をさせていただくことがあります。ご理解とご協力をお願いします。
- ⑨ 訪問前後に利用者様が体調を崩された場合、またはご家族に体調不良の方がいる場合はお知らせください。蔓延防止のための感染対策をとらせていただきます。ご家族が訪問に同席される場合、可能な限りマスク等の感染対策をとっていただくなど、ご協力をお願いします。
- ⑩ 当ステーションは、24時間連絡が取れる体制を整えておりますが、夜間・深夜および休日・風雪などの天候不良時・災害時などにおける緊急訪問については、主治医の指示に基づいた「緊急の医療的処置」や「症状の急変への対応」など必要と判断された場合に限りです。

以下の項目に該当するご依頼については、緊急での訪問をお断り、または翌営業日の対応とさせて

いただく場合があります。

- ・家事援助に関する依頼（掃除、洗濯、調理、買い物、ゴミ出し等）
- ・医療的処置を伴わない身体介助のみの依頼（緊急性のないおむつ交換、体位変換等）
- ・心理的な不安によるお話し相手の依頼（寂しい、眠れない等の情緒的な理由のみの場合）
- ・定期訪問で対応可能な内容の繰り上げ依頼（お薬のセット、爪切り等の日常的なケア）
- ・スタッフに対するハラスメント行為、または安全が確保できない状況下での依頼
- ・降雪・台風等の天候不良や災害時、職員の安全確保が困難であると判断された場合

緊急訪問の要否については、お電話での聞き取りに基づき、看護師が専門的見地から判断いたします。訪問の必要がないと判断した場合でも電話等による健康状態の確認や必要な助言を行います。また、状況に応じて後日への振替訪問を調整いたします。

なお、訪問が困難な場合でも緊急性の高い場合や医療的ケアが必要な場合には、関係機関と連携のうえ、可能な範囲で対応させていただきます。

ご不便をおかけいたしますが、命に関わる緊急事態にすぐ駆けつけられる体制の維持、職員の安全確保のため、ご理解とご協力をお願いします。

令和 年 月 日

指定訪問看護、指定介護予防訪問看護および医療保険による訪問看護の提供開始に当たり、利用者に対して、重要な事項を説明しました。

事業者

所在地 埼玉県富士見市羽沢二丁目5番48号

ケアメゾンUD100号室

法人名 特定非営利活動法人 あおい糸

代表者名 山本明彦

説明者

所在地 埼玉県富士見市西みずほ台一丁目4番8号

リュバンドールII102号室

事業所名 地域生活訪問看護 えん

氏名

私は、事業者から重要な事項の説明を受け、サービスの提供開始について同意しました。

利用者 住所

氏名

(代理人) 住所

氏名

印